

世界に羽ばたく企業を、奈良から発信します!

海外展開の取り組み例

- ・ 自社製品の輸出
- 海外現地での生産・ 販売拠点の設立等

応募期日

令和7年8月29日(金) (必着)

詳しくは裏面へ

表彰等の実施

- 受賞企業に、知事より表彰状と記念品を授与します。
- 県のHP、SNS、広報誌等にて機会を捉えて受賞企業のPR を行います。

奈良県では、海外との取引において成果を上げている県内企業を表彰することで、 当該企業を顕彰・PRするとともに、その取組をモデルにして県内企業が海外への 事業展開に取り組むきっかけとなることを目指しています。

お問い合わせ・ご提出先

奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係 TEL.0742-27-8131





表彰 対象

県内から海外へ自社製品・サービスを展開※し、 成果を上げている、次のいずれも満たす企業とします。

- ※ 海外へ自社製品・サービスを展開している取組の一例として、 自社製品の輸出や海外現地での生産・販売拠点の設立等があります。
- ① 海外展開に係わる業務に携わる中小企業者(個人・会社は問わず) 又は中小企業者が集まる団体(任意団体を含む)
- ② 県内に本社又は事業所を有する企業

次の提出書類を、令和7年8月29日(金)(必着)までにご郵送ください。

【提出書類】

- ① 申請書(別添様式)
- ② 会社概要パンフレット等 ※ 経営理念、経営方針が明記されているもの

応募 手続

- ③ 海外展開を行っている製品(商品)・サービスが分かる資料 ※ 製品(商品)・サービスの説明がされているパンフレット等
- ④ 直近3期分の法人税又は所得税確定申告書及び決算書(貸借対照表、 損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書)の写し ※個人事業主に関しては確定申告書及び申告決算書の写し ※少なくとも直近3期分の決算書を提出できること
- ⑤ 海外事業における直近3か年の売上額が分かる資料(任意様式)
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

表彰までの流れ

- 令和7年 9月~10月頃 表彰企業の選定審査
- 令和7年11月~12月頃 表彰式の開催

表彰

表彰式では、受賞企業に、知事より表彰状と記念品を授与します。 表彰を受けた事業者の優れた取組を県ホームページ等を通じて紹介します。

① 一次審査

申請書及び資料を基に、奈良県産業部経営支援課において、形式要件について審査を行います。審査の結果については事業者に通知するとともに、要件を満たした事業者について二次審査を行います。

審査方法

② 二次審査

有識者により構成する審査委員会において、表彰基準に基づき審査を行い、その結果を参考に採否を決定します。

※申請者に海外展開の取り組み内容等についてご説明いただきます。